



2023年3月31日

各 位

会社名 株式会社アズ企画設計  
代表者名 代表取締役社長 松本 俊人  
(コード番号：3490 東証スタンダード市場)  
問合せ先 専務取締役管理部長 小尾 誠  
(TEL 03-5297-3500)

## 消費税の更正処分等の取消請求訴訟における控訴の取下げに関するお知らせ

当社は、2022年11月8日付けの「消費税の更正処分等の取消請求訴訟において、当社の請求を棄却した第一審判決に対する控訴の提起に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、2022年10月26日に一審判決（以下、「原判決」といいます。）がありました消費税の更正処分等（以下、「本件更正処分等」といいます。）に関する国（国税当局）との税務訴訟に関し、東京高等裁判所に控訴しておりましたが、今般控訴を取下げましたので下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 取下げの理由

原判決は、本件更正処分等の取消しを求める当社の請求を棄却するものであったため、当社は、原判決に不服があるとして控訴の提起を行いました。しかしながら、当社と同様の事案に対する2023年3月6日の最高裁判所による納税者敗訴の判決を受けて、このまま訴訟手続きを継続するよりも、事業活動に経営資源を集中することが有益であると考え、控訴を取下げることといたしました。

#### 2. 取下げの日

2023年3月31日

#### 3. 控訴の取下げに至るまでの経緯

2019年 4月16日	本件更正処分等の通知書を受領
2019年 5月28日	国税不服審判所に対して、本件更正処分等の取消しを求める審査請求
2020年 4月 7日	国税不服審判所が、審査請求を棄却する旨の裁決
2020年10月 7日	本件更正処分等の取消しを求める訴訟を東京地方裁判所に提起
2022年10月26日	東京地方裁判所より、当社の請求を棄却する原判決の言渡し
2022年11月 8日	東京高等裁判所に控訴を提起
2023年 3月31日	当社による控訴の取下げ（原判決確定）

#### 4. 今後の見通し

2019年4月16日付け「関東信越国税局からの更正通知書受領に関するお知らせ」にも記載のとおり、当社は、本件更正処分等により追加納付が必要とされた税額（1億36百万円）を既に納付済みであり、2019年2月期以降については税務当局の見解に従った税務処理を行っていることから、今回の控訴の取下げによる原判決の確定が今期以降の業績に与える影響はありません。

以 上